

東松山市商店街空き店舗対策事業補助金

中心市街地の活性化を図るために空き店舗に
新規出店する個人、商店街団体等に補助金を交付します！



東松山市マスコットキャラクター

対象事業

(日本標準産業分類の定めによる)

■第1グループ

- ・ 飲食料品小売業
- ・ 飲食店（酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）
- ・ 持ち帰り・配達飲食サービス業
- ・ 商店街団体がコミュニティー施設等を運営する事業
- ・ 商店街の集客やイメージアップに寄与すると認められる事業

■第2グループ

- ・ 特定創業支援等事業による証明書の発行を受けた創業者が行う事業

※両グループともに事業を2年以上継続して運営するもの

対象店舗等

■過去に商業用に供され営業していた店舗

■入口が道路又は歩道に接している1階の店舗

■都市機能誘導区域の店舗（裏面をご覧ください）

※第2グループにおいては、店舗及び1階の要件制限が緩和され、事務所及び1階以外の施設でも対象となります。

補助内容

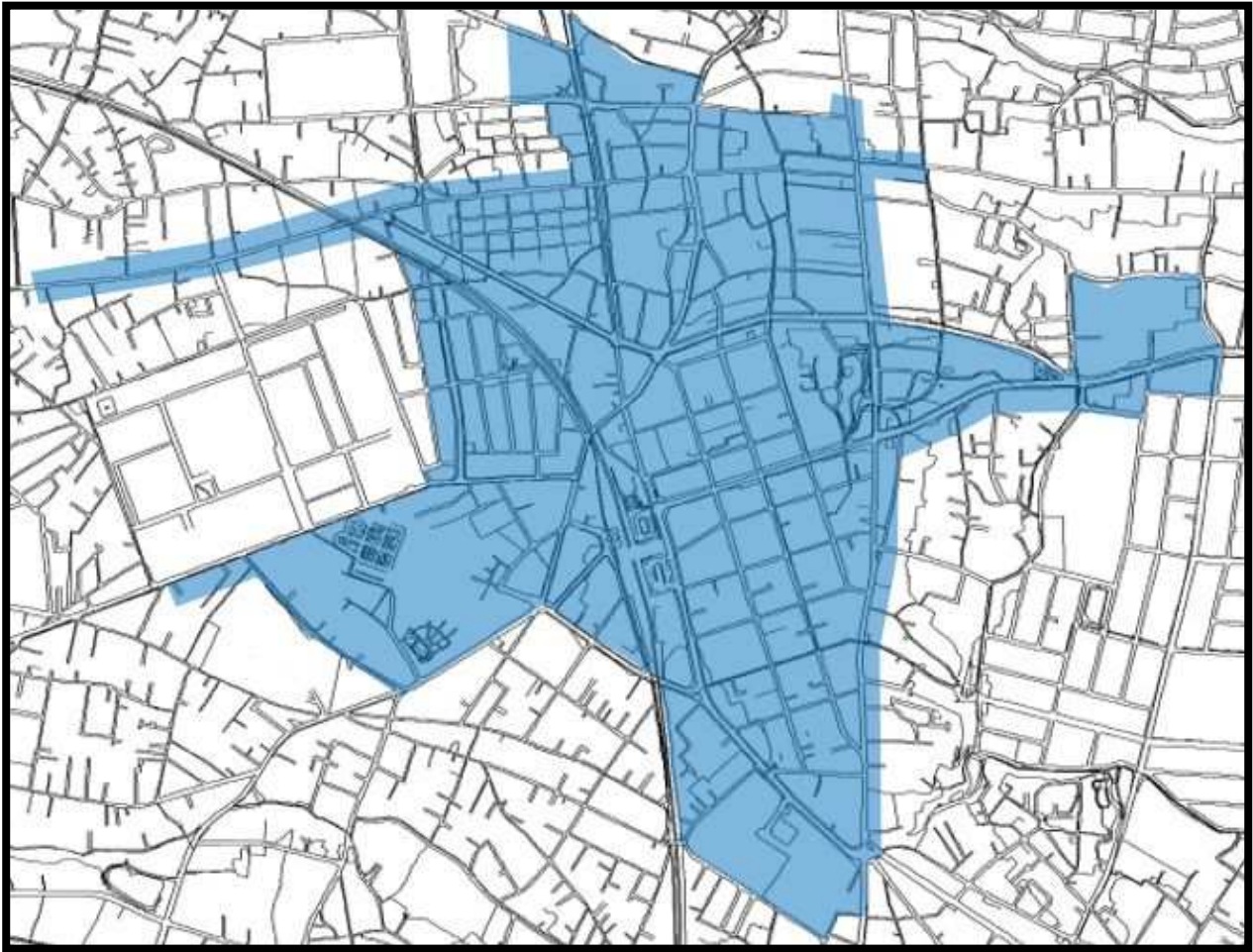
グループ	1階	1階以外
第1グループ	①改修等費 【補助率】1/2 【限度額】60万円 ②賃借料 【補助率】1/2 【限度額】7万5千円×12か月	
第2グループ	①改修等費 【補助率】1/2 【限度額】60万円 ②賃借料 【補助率】1/2 【限度額】7万5千円×12か月	①改修等費 【補助率】1/3 【限度額】40万円 ②賃借料 【補助率】1/3 【限度額】5万円×12か月

【注意事項】

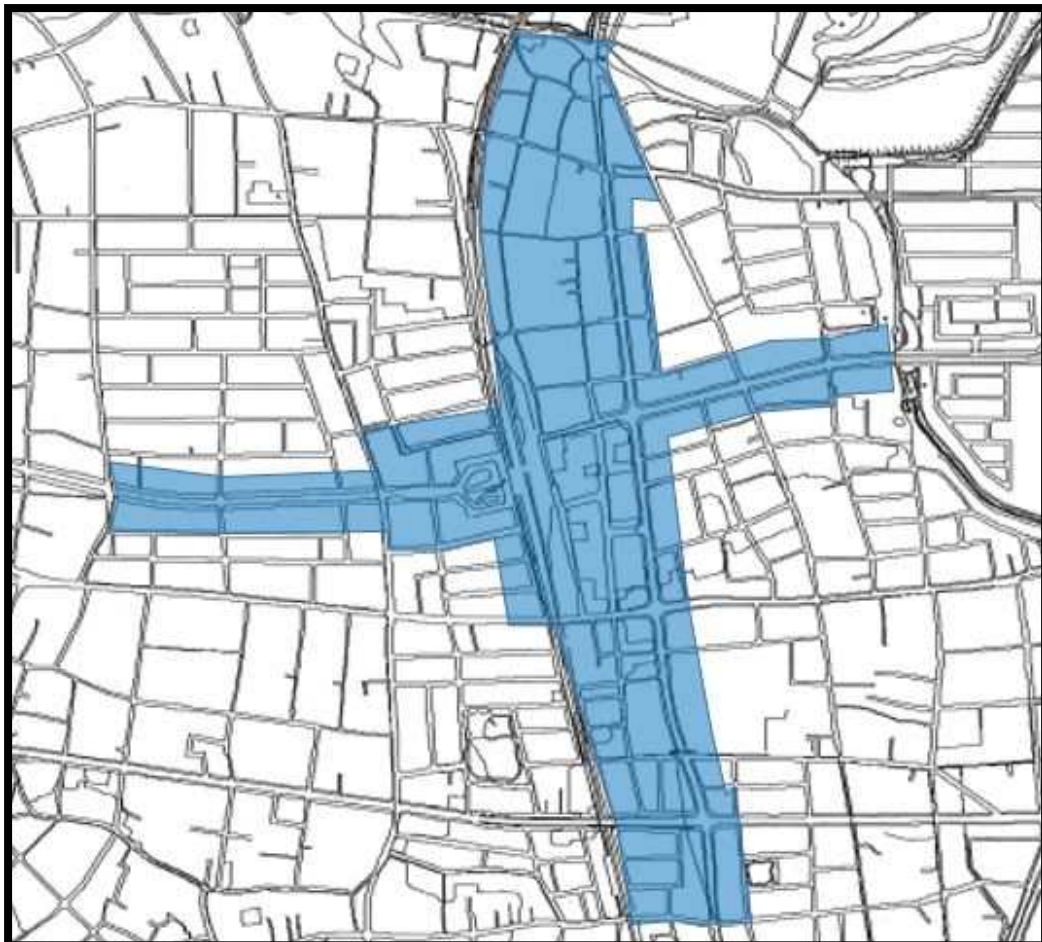
- ・ 空き店舗への新規出店に係る改修を行う場合の施工業者は、市内に住所又は事務所を有する業者とします。
- ・ 申し込みは先着順です。予算額に達した時点で受付終了となります。
- ・ 補助を受けるには、事業に着手する前の申請が必要です。

【対象区域】 東松山市立地適正化計画において定められた区域

○東松山駅周辺



○高坂駅周辺



※公共事業の整備に伴い補助対象外となる場合がございます。